

令和2年7月15日

7月号

愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



えひめ仕事と家庭の両立応援企業 6月の認証企業のご紹介 1社を新規認証しました！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しており、6月は、両立応援企業新規1社、更新7社を認証しました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
TEL 089-912-2502

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【新規】

| 認証番号 | 企業名 | 所在地 |
|------|-------------------|-----|
| 655 | 株式会社パーソナルアシスタント青空 | 松山市 |

【更新】

| 認証番号 | 企業名 | 所在地 |
|------|--------------------|--------|
| 166 | 株式会社植西運送 | 伊予市 |
| 587 | 医療法人仁勇会 | 松山市 |
| 263 | 株式会社西四国マツダ | 松山市 |
| 107 | 株式会社シンデン | 松山市 |
| 225 | コンピューターシステム株式会社 | 松山市 |
| 533 | JA えひめフレッシュフーズ株式会社 | 伊予郡松前町 |
| 463 | イトマン株式会社 | 四国中央市 |

【認証メリット】

- ・ 認証マークを活用したイメージアップ
- ・ 求人票や会社説明会でのPR
- ・ 働き方改革に向けた社内の機運醸成

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】

働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ） TEL 089-915-3260



若者サポートステーションを利用してみませんか？



専門の相談員がご相談に対応いたします。登録後は、基本的なコミュニケーション講座から本格的な面接練習まで、多様なセミナーやジョブトレーニングによりご自身の能力アップを目指し、就職を支援していきます。

ご本人だけではなく、ご家族からのご相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。



【対象者】 学生を除く 15 歳から 49 歳の就職を目指す方

【各サポートステーションの紹介】

○えひめ若者サポートステーション

所在地：松山市湊町5-1-1

いよてつ高島屋南館3階

TEL：089-948-2832

E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp

HP：<http://www.i-esapo.jp/>

利用時間：10：00～18：00（月～土）

~~~~~

○セミナーの予定（7月）

15日 PC個別指導 13：00～15：50

16日 職場のマナーとコミュニケーション 14：00～15：20

面接実習 15：30～17：00

17日 職場見学会（ファンガーデン）

14：00～15：30

21日 基礎力セミナー

10：30～12：00

22日 PC個別指導 13：00～15：50

27日 就活セミナー 14：00～15：30

28日 基礎力セミナー

10：30～12：00

29日 PC個別指導 13：00～15：50

30日 職業紹介講演 14：00～15：30

○東予若者サポートステーション

所在地：新居浜市繁本町8-65

新居浜市市民文化センター2階

TEL：0897-32-2181

E-mail：[toyo-sp@iyoplan.jp](mailto:toyo-sp@iyoplan.jp)

HP：<http://www.i-tsapo.jp/>

利用時間：10：00～18：00（月～金）

~~~~~

○セミナーの予定（7月）

16日 保護者セミナー 14：00～16：00

PC個別指導 13：00～15：55

17日 ハローワーク施設見学

14：00～16：00

20日 コミュニケーショントレーニング 13：30～15：00

ビジネスマナー講座

15：00～16：30

21日 職場見学会（吉田塗装西条工場）

10：10～12：40

30日 PC個別指導 13：00～15：55

31日 コミュニケーショントレーニング 14：00～15：30

労働委員会の窓（6月分）

1 会議関係

- 6月26日 第1294回公益委員会議
「第38回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の延期について」など2件
- 6月26日 第1181回労働委員会総会
「争議行為の予告について」など4件

2 集团的労使紛争関係

○ 審査事件

| 事件番号 | 業種 | 申立年月日 | 労組法 7条該当号 | 申立内容 | 終結状況 |
|---------------|----------------------|----------------------------------|--------------|-------------------------------|------|
| 31年(不) 第1号 | 教育, 学習 支援事業 | H31. 2. 19 | 1, 2 | 不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示 | 係属中 |
| 元年(不) 第2号 | 製造業、 卸売業, 小 売業 | R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29] | 1, 2, 3 | 不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等 | 係属中 |
| 元年(不) 第3号 | 教育, 学習 支援事業 | R元. 9. 30 | 1, 2, 3 | 不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等 | 係属中 |
| 2年(不) 第1号 | 複合サービ ス業 | R 2. 5. 20 | 1, 2 | 不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示 | 係属中 |

3 個別的労使紛争関係

○ 労働相談

| | 相談者数 | 相談件数 |
|---------|------|------|
| 6月 | 21 | 36 |
| 累計(4月~) | 50 | 84 |

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

相談・あっせん **無料**

解雇、賃金切下げ、パワハラなど職場のトラブルで困っていませんか？

労働委員会は、労働相談&あっせん等を行っている公正・中立の行政機関です。
労働問題の専門家経験豊富な労働委員会委員が話し合いによる円満解決をサポートします。

愛媛県労働委員会

電話 089-912-2996 (直通)

[月~金(祝日・年末年始を除く。) 8:30~17:15]

◇労働委員会ホームページアドレス (URL) <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

～新型コロナウイルス感染症に関する事業主支援のご案内～

母性健康管理措置による休暇取得支援助成金



▶▶助成金の対象

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（下記注）として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に（※）

- ③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主 （※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間）

▶▶助成内容

*1事業所当たり20人まで

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円**
以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

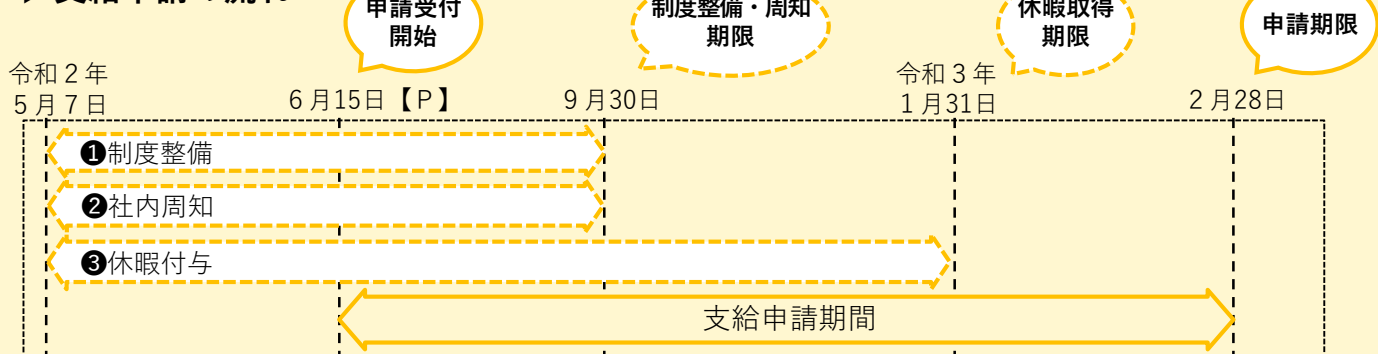
▶▶申請期間

令和2年6月15日 から 令和3年2月28日まで

- *雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- *事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

▶支給申請の流れ



支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

（注）＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



厚生労働省 愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL 089-935-5222

「同一労働同一賃金」への対応に向けて

パートタイム・有期雇用労働法(大企業 令和2年4月1日～ 中小企業 令和3年4月1日～)

正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消、
いわゆる「同一労働同一賃金」が求められます。

待遇差が不合理なものか否か、原則となる考え方は以下のとおりです。

これら以外にも、原則となる考え方は「同一労働同一賃金ガイドライン」で示されています。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、労使でそれぞれの事情に応じて話し合いをしていくことが望まれます。

基本給

「能力・経験」、「業績・成果」、「勤続年数」に応じて支給する場合は、
これらが同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた支給をする。

【問題となる例】

能力・経験に応じて基本給を支給している会社において、正社員が短時間労働者・有期雇用労働者より多くの経験を有することを理由により高い基本給を支給しているが、正社員のこれまでの経験は現在の業務に関連がない。

役職手当

役職の内容に対して支給する場合は、
内容が同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた支給をする。

※ 同様の手当 … 特殊作業手当、特殊勤務手当 など

賞与

会社の業績等への貢献に応じて支給する場合は、
貢献が同一であれば同一の、違いがあれば違いに応じた支給をする。

【問題となる例】

正社員には職務内容や会社の業績等への貢献度にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間労働者・有期雇用労働者には支給していない。

通勤手当

正社員と同一の
支給をする。

福利厚生 施設

正社員と同一の
「給食施設」、「休憩室」、
「更衣室」の利用を認める。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、[愛媛労働局 雇用環境・均等室](#)へ

☎ 089-935-5222

パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、取組の参考となる情報や制度の詳細は、[厚生労働省ホームページ](#)へ

同一労働同一賃金

検索

具体的な労務管理の手法に関する[個別相談・出張相談\(無料\)](#)のお問い合わせは、

[愛媛働き方改革推進支援センター](#)へ

愛媛働き方改革推進支援センター

検索

両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

| 休暇の取得日数 | 助成額 |
|-----------------|-------------|
| 合計5日以上 10日未満 | 20万円 |
| 合計10日以上 | 35万円 |

支給要件

* 1 中小事業主あたり **5人まで** 申請可能です

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**（※）すること

※対象となる休暇の取得期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

※過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。（振り替える際には労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。）

対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

○申請期限○

・支給要件を満たした翌日から起算して**2か月以内*** 令和2年6月15日より受付開始

なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

○申請先○

・各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

対象労働者について「介護支援プラン」を策定し支援した場合は通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照いただくか労働局へお問い合わせください。

厚生労働省 介護 新型コロナ **検索**



厚生労働省

愛媛労働局

雇用環境・均等室

TEL 089-935-5222

ポリテクセンター愛媛 10月期生募集

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、当センターを会場に職業訓練を実施しており、令和2年度10月期生を募集中です。

- 募集科名 「機械CAD／NC科」
「溶接ものづくり科」
「電気設備技術科」
「住宅・福祉リフォーム科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和2年10月2日～）
- 募集期間 令和2年7月27日～9月2日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

【お問合せ先】

ポリテクセンター愛媛

住所 : 松山市西垣生町2184

TEL : 089-972-0329（訓練課）

URL : <https://www3.jeed.or.jp/ehime/poly/>